

## いわて花巻空港国際便利用パスポート取得応援キャンペーン実施要領

### 1 目的

この要領は、岩手県空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、いわて花巻空港発着の国際便の利用促進を図るため、新規にパスポートを取得、または更新し、国際便を往復利用して旅行する者に対して、パスポート取得費の一部を支援するキャンペーンの実施について定めるものである。

### 2 支援金支給対象者、支援金額及び対象者数

#### (1) キャンペーン対象者

以下の要件を全て満たす者とする。

ア 岩手県内に居住するものであること。

イ パスポートを新規発行または切替発行していること。

ウ 令和8年4月1日以降にいわて花巻空港を出発し、令和9年2月28日までにいわて花巻に到着する国際便を往復利用して旅行すること。

エ 出発（往路）便利用日が、パスポート発行（更新）年月日から1年以内であること。

オ 過去に同一パスポートによる本キャンペーンの利用実績がないこと。

#### (2) 支援金額

パスポート取得費の一部を支援する金額は、1人当たり5,000円とする。

#### (3) 対象者数

200名とし、対象者の決定は申込先着順とする。

### 3 支援の手続き

(1) 本キャンペーンを利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、往路便利用日の1週間前までに、岩手県電子申請届出サービスの専用フォームから、次に掲げる必要書類を添えて、申請する。

ア パスポートの発行年月日が確認できる頁（顔写真の頁）の画像データ

イ 国際便の利用日及び旅行申込が確認できる書類

(2) 協議会は、前項の申込者が上記第2(1)の要件を満たすと判断した場合、申込者に申請を受理した旨をメールで連絡する。

(3) 申込者は、国際便の復路便の到着後1週間以内に、往復の搭乗が確認できる書類（以下「確認書類」という。）をメールで協議会に提出する。

(4) 協議会は、必要書類等を確認し、適当と認めた場合は、確認書類を受信した日の翌月の末日までに、申込者の氏名及びメールアドレスを株式会社クオカード（以下「クオカード」という。）に提供する。

(5) クオカードは、申込者のメールアドレスあてに、電子ギフト（QUOカードPay）（以下「電子ギフト」という）のURLを送信する。

(6) 申請者は、受信した URL から電子ギフトをダウンロードするものとし、電子ギフトの有効期限は、URL 送信日から 3 年以内とする。

なお、URL 送信後の電子ギフトのダウンロードの実施の有無や、有効期限到来に伴う未利用分などについては、協議会及びクオカードは責任を負わないものとする。

#### 4 その他

(1) 協議会は、本キャンペーンの申込状況を協議会ホームページにおいて随時公開するものとし、申込者が第 2(3)で規定する対象者数に達した場合、速やかに申込を締め切るものとする。

(2) 理由の如何を問わず、指定する期日までに協議会への申請・必要書類等の提出がない場合は、支援金は支払わないものとする。

(3) 虚偽の申請等による不正行為については、支援金の返還を求める等厳正に対処するものとする。

(4) 協議会会長は、予算の執行の適正を期するため、申込者に対して、必要な報告を求めることができるものとする。

(5) 協議会は、本キャンペーンを通じて知り得た個人情報、機密情報として取扱い、目的以外に利用、第三者への提供、漏洩しないこととする。

なお、本キャンペーンにおける個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）を遵守するものとする。

(6) この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 20 日から施行する。（平成 30 年 2 月 20 日事務局長決裁）

#### 附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。（平成 30 年 6 月 29 日事務局長決裁）

#### 附 則

1 この要領は、平成 31 年 2 月 28 日から施行する。（平成 31 年 2 月 28 日事務局長決裁）

2 この要領の施行の際、現に改正前の要領に規定する様式により作成された書類は、改正後の要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

#### 附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。（令和 5 年 4 月 7 日事務局長決裁）

#### 附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 28 日から施行する。（令和 5 年 9 月 28 日事務局長決裁）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月12日事務局長決裁)

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年3月13日事務局長決裁)

附 則

- 1 この要領は、決裁日から施行する。(令和8年3月23日事務局長決裁)
- 2 なお、改正前の要領による申込及び改正前の要領により受付済の申込については、なお従前の例による。